

滑川市デジタルで創る持続可能なまちづくり条例の解説

1. 条例制定の背景及び目的

デジタル社会の形成が、国民の利便性の向上や急速な少子高齢化の進展等の課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、令和3年5月に「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）が成立しました。

本市では、市が直面する地域課題に対応するため、令和5年3月に「滑川市DX推進計画」を策定し、市民のDX（デジタルを活かせる地域社会の実現）、まちづくりのDX（データ・デジタル技術を使ったスマートシティの実現）、市役所のDX（行政の変革）の3つの重点施策に基づき取組を進めているところです。

これらのデジタル技術の活用によるまちづくりに際し、市長等、議会、市民等及び事業者が相互に連携・協力するとともに迅速かつ重点的に取り組むことで、市民生活及び地域の競争力の向上を一層推進し、持続可能なまちを実現するため条例を制定するものです。

2. 条例の説明

（目的）

第1条 この条例は、デジタル技術の効果的な活用が、市民の利便性の向上や産業の発展に資するとともに、本市が直面する地域課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタル技術の活用によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市長等、議会、市民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かな市民生活及び地域の競争力の向上並びに持続可能なまちの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の目的について定める条文です。市長等、議会、市民等、事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、デジタル技術を活用することで持続可能なまちづくりを推進します。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）デジタル技術 法第2条に規定する情報通信技術をいう。

- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 市民等 市内に居住又は滞在する者をいう。

【解説】

条例中の用語の定義を定める条文です。「デジタル技術」は、デジタル社会形成基本法の定義（※）を使用します。「市長等」には教育委員会をはじめとする行政委員会が含まれます。

※ 人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術

（基本理念）

第3条 デジタル技術の活用によるまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 全ての市民等がデジタル技術の恩恵を受けることができ、誰一人取り残されることなく、自らの能力を発揮して社会に参画可能となる環境を整備すること。
- (2) デジタル技術の活用は、それ自体を目的とするのではなく、手段の一つであるという認識の下、常に市民等の利便性の向上等を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。
- (3) デジタル技術の活用によるまちづくりに関する施策の推進に当たっては、運用上及び財政上の持続可能性が確保されること。
- (4) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的並びに内容に関する透明性が確保されること。
- (5) 多様な情報が広く社会に提供されるとともに、柔軟かつ最大限に活用されるよう、情報の円滑な流通環境が確保されること。

【解説】

デジタル技術の活用によるまちづくりにおける基本理念を規定しています。

- (1) 本条例は、デジタル技術を使いたくない・使えない市民等に対して、デジタル技術の活用を強いるものではありません。デジタル技術の活用により選択肢を増やすことで、誰一人取り残されない包摂的な地域社会を構築します。加えて、デジタル技術を活用したサービスを提供することで、利用者自身がデジタル技術を活用できなくてもデジタル技術の恩恵を受けられるようにし、それぞれの能力に応じた社会参加を促進します。
- (2) デジタル技術は、市民等の利便性の向上等を実現するまでの課題解決の手段の一つであるため、施策へのデジタル技術の活用に当たっては、市民等の利便性の

向上等に繋がるかという観点を忘れることなく、また、継続的な改善に取り組みます。

- (3) デジタル技術の活用に当たっては、体制等の運用面や費用等の財政面も含めて持続可能性が担保されていることが重要です。
- (4) 市や様々な情報の活用主体が個人情報取得の目的や内容の透明性を確保した上で、個人情報及びプライバシーの保護を図ることが重要です。
- (5) 官民を問わず、様々な主体が情報を活用して新たなサービスや価値を創出するため、データの公開やデータを連携できる環境の構築が重要です。

(市長等の役割)

第4条 市長等は、前条に定める基本理念に基づき、議会、市民等及び事業者と連携し、並びに協力しながら、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市長等は、デジタル技術の活用のための能力又は知識経験が十分でない市民等への支援のため、及び年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づくデジタル技術の活用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るため、必要な施策を講じるものとする。

【解説】

第1条に掲げる目的を達成するために、市長等が果たすべき役割を規定しています。また、誰一人取り残されない包摂的な地域社会の構築を実現するため、市長等が市民等に対し、必要な支援策を講じることを規定しています。

(議会の役割)

第5条 議会は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する調査及び研究を行うとともに、市長等が推進する施策に対する助言及び提言を行うものとする。

- 2 議会の議員は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する施策に対する理解を深めるとともに、自らもデジタル技術の活用によるまちづくりを推進するための調査及び研究に努めるものとする。

【解説】

デジタル技術の活用によるまちづくりを推進する上では、予算や制度の制定等において市民の代表者として判断する市議会の理解が欠かせません。

議会が、市長等が推進する施策に対して助言を行うとともに、議員自らもデジタル技術の活用によるまちづくりを進めるための調査・研究に努めることを指定しています。

(市民等の役割)

- 第6条 市民等は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関して市長等が推進する施策に対する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 市民等は、デジタル技術に対する関心を持ち、積極的に活用するよう努めるものとする。
 - 3 市民等は、デジタル技術の活用によるまちづくりに積極的に参画するよう努めるものとする。

【解説】

デジタル技術の活用によるまちづくりを進めるためには、市民等の協力が欠かせません。市民等が果たすべき役割として、市長等の施策への理解やデジタル技術の積極的な活用、デジタル技術を活用したまちづくりへの参画に努めていただくことを規定しています。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関して市長等が推進する施策に対する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自らが行う事業において、デジタル技術を積極的に導入するよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、デジタル技術を活用することができる人材の育成に努めるものとする。
 - 4 事業者は、持続可能な地域社会の実現を目指し、市長等と連携し、及び協力しながら、地域へのデジタル技術の導入促進に努めるものとする。

【解説】

デジタル技術の活用により、市民等の利便性の向上や産業の発展を実現するに当たっての、事業者の役割を定める条文です。

産業の発展には、デジタル技術の効果的な活用が重要です。事業者は、自らの事業におけるデジタル技術の活用やデジタル技術の活用を進めるための人材育成を進めるとともに、市長等と連携・協力しながら、地域へのデジタル技術の導入に努めていただくことを規定しています。

(基本計画の策定等)

- 第8条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

【解説】

デジタル技術の活用によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定することとしています。

本市では、令和5年3月に「滑川市DX推進計画」を策定しており、今後、随時計画の見直しを行うとともに、ホームページ等で広く公表します。

(推進体制)

第9条 市長は、デジタル技術の活用によるまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

【解説】

デジタル技術の活用によるまちづくりを推進するための体制整備について規定しています。

本市では、令和4年6月に、市長を本部長とする「滑川市DX推進本部」を設置し、外部有識者を「CDO（最高デジタル責任者）補佐官」として任命しています。また、同年7月には、DX施策の進捗等について各分野の有識者や市民の代表者等から意見を聴取するため、「滑川市DX懇話会」を設置しています。さらに、令和5年4月には、DXを推進する専門部署として、DX推進課を設置するとともに、民間のデジタル人材を課長として登用しています。